

鎌倉末期の興福寺大乗院家 ——坊官を中心にはじめに——

稻葉伸道

はじめに

中世の寺院組織研究において、院家あるいは門跡の組織の研究は重要な位置を占める。大寺院の組織全体のなかで私的な存在である

それらが、多くの荘園を有する組織として発展し、興福寺の大乗院家あるいは一乗院家のよう、もはや「私的」存在として軽視できなくなるのである。摂関家などの貴族の家や北条氏や足利氏のような武家の家と同じように、多くの所領と構成員を有する権門として位置付けられねばならない。しかし、その研究はいまだ少ない現状である。その中で大山喬平氏の興福寺一乗院門跡の研究⁽¹⁾、伊藤俊一氏の延暦寺青蓮院門跡の研究⁽²⁾は貴重な成果である。大山氏は京都大學所蔵の「簡要類聚鈔」の分析を通して一乗院院主（門主）の鎌倉初期までの復元、院家領の形成、院家を構成する下部や寄人などの構成員などについて復元している。ただ、分析された史料が限定さ

れているため、坊官組織など未解明の部分が残されている。伊藤氏の研究は、史料が少ない延暦寺にあって、主に「華頂要略」や葛川明王院文書を素材に青蓮院門跡の形成と坊官の概略について考察したものである。

本稿では一乗院家や青蓮院家とならぶ代表的院家である興福寺大乗院家（門跡）について、その組織を解明しようとするものである。大乗院家については永島福太郎氏のものがあるが門主の概略にとどまっている。また、安田次郎氏は鎌倉末期に至る門主の概略と門跡領の成立について、海老澤美基氏は鎌倉期の門跡領について分析しているが、いまだ院家の組織については触れていない。⁽³⁾そこで、本稿では内閣文庫や成實堂文庫に残されている大乗院坊官の記録を主たる分析史料として、鎌倉末期における大乗院家（門跡）の組織の概略を示し、大乗院家の家産体系解明の第一歩とするものである。なお、同時期の大乗院門主については別稿を参照されたい。⁽⁴⁾

(一) 門徒の僧綱・学侶

身分としてもつとも上層に位置づけされるのは、大乗院門主の「門徒」として私的な関係を結ぶ学侶僧である。僧綱・成業などの身分を有する興福寺寺僧の上層をなす。彼らは、興福寺全体のなかで学侶集会に結集する僧であるが、その一部は大乗院や一乘院の「門徒」

「被管」となっていた。彼ら大乗院の門徒は寺内での抗争などにおいて、大乗院門主の命令によつて一致した行動をとつた。

彼らは「門徒」として、どのような関係を門主との間に結んだのか⁵。十代で入室する門主との間には、師資相承という師弟関係は一部にしか見られない。三藏院範憲のよう三藏院という院家の院主で、興福寺別当になるような僧綱も大乗院家の構成員で、門徒の僧綱なのである。東寺や醍醐寺などの真言宗の寺院に所属し真言宗の様々な法脈につながる僧を「真言宗の門徒」というが⁶、大乗院の門徒が「法相宗の門徒」を意味する例はない。また真言宗の個々の法脈（血脉）すなわち門流につながる僧を意味する「門徒」のような意味を持つわけでもない。そもそも法相宗において、法脈がそれほど意味を持っていたとは思われないのである。興福寺学侶僧においては公開の維摩会などの法会に参加し、学僧としての階梯を昇つていくのが、法相宗の教學を究めていくことであり、密教のような個人間の秘密の伝授は存在しないのである。師弟関係は存在するもの

の、密教のような閉ざされた法脈（血脉）は成立しがたいのである。それでは、大乗院や一乘院に見られる門徒とはいつたいどのような関係を示した言葉なのか。次の史料はその関係の成立を考える材料になると思われる。

西南院禪師入來、憲信得業相伴之、於門跡可令致奉公由、実懷僧正所示送也、予対面了、〔大乗院具注曆日記〕延慶四年一月五日条⁷

大乗院門主尋覓の許に憲信得業が西南院禪師なる若輩の僧を連れてきた。彼らを差し向けていたのは実懷僧正であり、西南院禪師を大乗院家において「奉公」させるためであった。門主と対面し、門主の許で「奉公」するということは、まさに將軍のもとに「見参」し、「奉公」する御家人の姿と重なるものである。こうした門主との「主従関係」に入った僧のことを「門徒」と呼んだのではないか。彼らは、元亨三年（一二三二）に覺尊から門主を奪回した慈信による大乗院領の給主の補任に見られるように、大乗院領莊園の給主や預所に任命される⁸。その得分はまさに門主から給与（恩給）されるものであり、あるいは安堵されるものであった。彼らは、大乗院の門徒として大乗院で催される法会に参加し、門主の移動の共をしたり、後述する大乗院の評定において評定衆を勤めた。そうした「奉公」にたいして様々な得分が「御恩」として与えられたのである。

ところで、門徒の学侶が見られるのに対しても、門徒の衆徒・六方衆が史料に見えてこない。鎌倉末期、学侶の下に位置づけられる六

方衆や衆徒（官符衆徒・衆中）で、大乗院の門徒・被管として登場する者が見られない。【大乗院具注暦日記】正安四年（一二〇二）五月三日条によると、春日社神木の帰座にあたって大乗院・

一乗院両門主がその沙汰をするようにより、武家使者の命令に対し、大乗院門主尋覚は、「衆徒においては門徒なきの間」、彼らに命令を下すことはできないと返答している。時代は下るが、南北朝期の「興福寺軌式」を見ると、「衆徒」については多く両門跡に所属すると記しているが、「六方」については「両門跡被管にあらざるの類、これ多し」と記している。これは興福寺の寺僧全体が多く大乗院・一乗院の被管化していく南北朝期以降の歴史にあって、いまだ六方衆が被管化されていないことを意味している。衆徒も鎌倉末期には被管化しておらず南北朝以降次第に被管化されていったとみるべきであろう。

(二) 坊官

(1) 坊官の組織

大乗院家において「坊官」（または「房官」）および「侍」と呼ばれる身分の僧がある。彼らは後述するように、門主のもとにあつて大乗院家の経営に携わる僧である。坊官と侍という身分に分かれているが、実際にはその活動・性格にほとんど違いはない。また、彼らの出自は同じである。したがつて、ここではとくに断らない限り

一括して扱うこととする。

① 御後見職

さて、坊官組織の中核となる役職は「御後見職」である。【大乗院具注暦日記】正和六年（一二三一七）八月五日条によれば、門主尋覚によつて源覚が御後見職に補任され、院家の管領を任されている。^{〔11〕}「三箇院家抄」によると御後見職は雑務職または政所とも呼ばれたと^{〔12〕}いう。「三箇院家抄」および「大乗院具注暦日記」等に見える御後見職の鎌倉期までの人名を（表1）に示しておこう。平安末、仁安

元年（一一六六）に初めて信実の名前が見えるが、補任の年月日など記事が詳細になるのは鎌倉後期以降である。鎌倉末期、晴舜が覚尊方、実舜が聖信方にあつて、門主の交替に伴つて御後見職も交替したことは注目しておかねばならない。「三箇院家抄」には「雑務職方料所」として楊本庄・神殿庄があり、楊本庄を雑務職に付けず出雲庄あるいは古河庄を受けた例もあつたとする。先の源覚補任の記事に依れば、源覚は本来楊本庄を知行していたが、御後見職補任によつて神殿庄を与えられている。鎌倉末期においては神殿庄が御後見職に附属する莊園であったが、「三箇院家抄」の記された室町期までは楊本庄あるいは出雲庄や古河庄がつけ加えられたといえる。ところで、応永九年（一四〇二）の「院要鈔」によれば御後見職は門主から直接口頭で「仰せ」を請けるのが本来のあり方であったとい^{〔13〕}う。南北朝期までは補任状はなかつたのである。

(表1) 「三箇院家抄」と「大乗院日記目録」等にみる御後見職一覧

信実 仁安元・2/16補任	
顕実	
(玄経) 建長7	
(房実法印) 文永元	
清実	
(良顕) 永仁元・8/4	
良顕 嘉元元	
(良懷) 雜務 徳治2	
良懷 延慶3	<覺尊下向>
源実 応長元・9/6	
玄舜 正和4・11/21	<尋覓、覺尊に門主を譲る>
源覚 文保元・8/6	
(源覚) 元応元・1/12	
源覚 元享3・8/10	<慈信、門主に復帰>
(大進公) 正中2・7/18<聖信方禪定院を焼く>	
晴舜・泰舜 御後見代 嘉暦元・5/10<覺尊門主に復帰>	
実舜 嘉暦元・9/24	
晴舜 嘉暦3・1/11<この前年聖信配流>	
実舜 元徳2・11/1<聖信門主に復帰>	
晴舜 元弘2・8/26<門主覚尊の計>	
泰深 元弘3・6/12補任	

* () で示した人名は「大乗院日記目録」その他の記録に依る。それ以外の人名の補任記事は「三箇院家抄」に依る。< >は参考として記した。

② 院別当

御後見職との違いは不明であるが、院別当という役職が見られる。「大乗院具注曆日記」正安四年（一二〇二）四月二十六日条には良顕を院別當に補任する記事が見られる。この良顕は表1に見るよう、この時期御後見職に就いている人物である。大乗院家が発給する文書に大乗院政所下文があるが、その数少ない残存例の一つ、文応元年（一二六〇）八月二十三日付のものを見ると奥上に「院別當法眼和尚位」某が署判している。¹⁴⁾また、正安四年（一二〇二）十月の姫石女に宛てて出された大乗院政所下文と推定される下文の署判者も「院別當法眼和尚位」であった。¹⁵⁾このように当時の大乗院家には政所が存在し、その政所は院別當の一人署判で院領に対して下文を発給しているのである。前者の例に見える院別當は「三箇院家抄」の院別當の項に唯一名前の挙がつている顕実法眼と思われ、後者は良顕法眼であろう。良顕のみならず顕実も御後見職に就いている人物で、院別當と御後見職はほぼ同一のものと思われる。

③ 奏者番と御前結番制

門主の側近として門主への取り次ぎをする役職に奏者番がある。「大乗院具注曆日記」正安四年三月二十九日条によると、尋覓の奏者番であった泰深を「今年中御免」の代わりに泰乘を任命している。泰深は後述する坊官の系図にみるように坊官である。泰乘もその一族であろう。「院要抄」には嘉暦二年（一二三二七）七月付の「御前結番」の制度と「近習の輩」に関する規定が写されている。¹⁶⁾この年は

聖信が隱岐に配流された年であり、覚尊側の勝利が決定した年であつた。したがつて、この規定は、覚尊によつて新しく始められたものと考えてよいであろう。坊官の内、門主の「御前」に詰める者を六番に編成し、その勤務規定と罪科規定を定めた前者には「御前に祇候し、近辺昼夜、細々奉公致すべき」ことが求められ、近習に関する八カ条を定めた後者にも、「公平を存じ、忠節を盡さば、一事以上、更に違失あるべからざるか。然からば、内は潛かに冥衆の加護に預かり、外は蓋し重疊の恩賞を蒙るか。」としている。ここには門主覚尊と御前に結番する坊官および近習との関係が「奉公」「忠節」と「恩賞」を媒介とする主従関係に他ならなかつた事が如実に表れている。

④ 奉行人・給主・納所

御後見職・院別当の下、坊官は大乗院家の経営にあたつて種々の奉行人・納所や大乗院領の給主・預所などに任命される。奉行人には後述する評定の奉行人の他に、「御相節米」奉行人が見られる。これらは坊官に対する給与としての性格を持つ「御相節米」を担当する奉行人のことである。元享四年（一三二四）の「内山御所毎日抄」の記事を見ると、記主である坊官は奉行人泰舜から毎月御相節米十石を支給されている。⁽¹⁷⁾

大乗院領莊園の給主や預所に、門徒の僧綱等とともに坊官も任じられたことは、先述した元享三年（一三二三）九月の門主慈信による補任記事に見ることができる。懷憲法眼、実舜法眼、清任法橋、

源覚法橋、範乗都維那、良□対馬などは坊官である。範乗都維那が任命された「大乗院納所」とはおそらく大乗院領莊園から納入された年貢全体を集積し管理する役職であつたと思われる。実舜が任命された「菓子寄人」とは大乗院に所属する「菓子寄人」を担当する奉行のことと、「名主」と呼ばれた者であろう。「三箇院家抄」にはこうした大乗院所属の寄人身分の名主を「商人名主」と表現している。

（2）坊官の家

鎌倉末期の坊官の一部は興福寺の三綱に就任する。寺家の三綱はほとんどが大乗院と一乗院の坊官から構成されている。「大乗院具注暦日記」正和四年（一三一五）二月十二日条によると、門主尋覺はこの前日興福寺別當に任命され、この日早速三綱から任命される興福寺政所組織の中核である四目代を任命した。すなわち、修理目代に源実、会所目代に泰深、通目代に琳乘、公文目代に良舜を補任したが、このうち三人は「当方（大乗院方）」の者であつたという。元亨二年（一三二二）の「雜々引付五」によると、「琳乘法橋、于時通目代、一乗院方」とあって、琳乘は一乗院方の者であつたことが判明するから、源実、泰深、良舜の三人が大乗院方の僧であつたことがわかる。源実と泰深は大乗院家の御後見になる人物であるし、また、良舜も坊官として史料に登場する人物である。⁽¹⁸⁾三綱から任命される目代が大乗院と一乗院の坊官であつたことがわかる。同じく「大乗院具注暦日記」正安四年（一三〇二）十一月十五日条によれば三

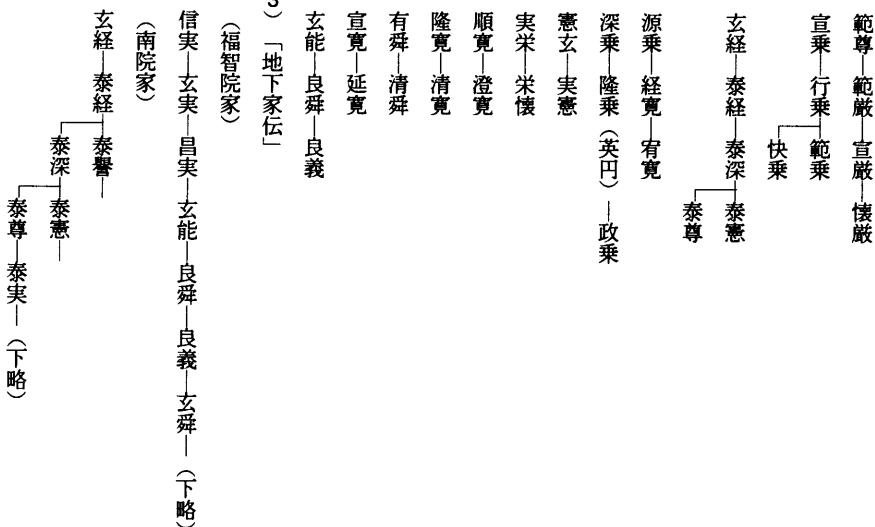
藏院範憲が興福寺別当に就任し、公文目代に実舜を補任したが、その人事は「予（大乗院門主尋覓）之口入」によつたものだといつ。

寺家政所の目代には門主の推薦によつて就任したことが見える。

さて、鎌倉末期の寺家の三綱や門跡の坊官は特定の家によつて世襲されている。「興福寺三綱補任」の就任記事や坊官の日記に見える坊官死亡記事などから、三綱や坊官の血縁関係を復元したものが（表2）である。この中には範乗のような一乗院方の坊官の家の系図も混じつてある。⁽²⁰⁾ 江戸時代に編纂された「地下家伝」には大乗院家の坊官家として福智院家と南院家が挙げられている。⁽²¹⁾ この系図（表3）と先の復元した系図とを比較すると、第一に「地下家伝」の福智院家と南院家の系図はかなり信頼できるものと思われるが、指摘でこの両家以外に多くの坊官の家の存在が認められること、が指摘できる。

それでは、このような坊官の家はいつ頃形成されてきたものであろうか。先の福智院家の系図では、その始祖は信実である。平安末期の悪僧の一人として著名な信実は大和源氏頼安の子で、「尊卑分脈」に「日本一悪僧武勇」と記された人物。興福寺の三綱である上座にまで昇り、別当未補の間「寺務の執行」にあたつた。⁽²²⁾ 「三箇院家抄」によれば、仁安元年（一一六六）二月十六日に御後見職に補任されている。信実のもつとも活躍した時期は、十二世紀の二十年代から五十年代頃である。「尊卑分脈」には信実以前に興福寺僧の記述はない。また、信実の兄弟には、僧は見られず、その子の代においてはない。

（表2）「興福寺三綱補任」から復元した三綱の系図



ても「一天第一武勇精兵」と呼ばれた興福寺僧玄実以外に俗人の大和守仲房が見られる。すなわち、信実・玄実父子が興福寺三綱として活躍した段階においても、その家は興福寺三綱あるいは坊官の家として確立していなかつたと考えられる。大和源氏の一つの家が、僧の家として定着するのは、玄実の子である昌実・満実・繁実・実遍・正実の兄弟がすべて僧であつた段階であろう。それは十二世紀末ではなかつたか。もう一つの坊官の家である南院家の始祖である玄経は、「大乗院日記目録」によると建長七年（一二五五）に御後見職として見え、文永六年（一二六八）八月二十八日に七十三歳で入滅している。²³⁾その活躍時期は十三世紀中頃といつてよいだろう。大乗院家の坊官の家は平安時代末の福智院家を早い例として、多くは鎌倉時代に入つてから成立していくのではないか。

鎌倉末期には大乗院家と一乗院家の両門跡の対立によつて、門跡被管の三綱が、対立する門跡が別当のときにはその別当のもとに出生しないという場合が見られる。「雜々引付四」の元享二年（一二三二）の記事に次の事例が見られる。²⁴⁾

自一乗院家、大乗院三綱ヲハ不可召仕、一乗院三綱、又大乗院家ヘハ不可宮仕之由、有其沙汰云々、仍公文目代範乗都維那、
二月二十四日ヨリハ公人等不可來之由、仰之、
範乘は先に見たように一乗院坊官である。このときの別當は大乗院門主覺尊であるから、一乗院方の三綱で公文目代である範憲は、一乗院門主の命令に従つて大乗院門主である別當のもとでは公文目

代という役職を勤めず、公文目代配下の公人の出仕を止めたという内容である。門主と坊官という院家の主従制の論理が寺家政所の組織原理に優越する事態が生じていたのである。

ところで、鎌倉後期の史料には大乗院の坊官であるにもかかわらず、一乗院門主から「勘氣」を受けるという事例が見られる。たとえば、「文保三年記」の二月一日条、および「興福寺三綱補任」には公文目代実舜法橋が文保二年（一一一八）十一月十四日に「一乗院家御勘氣」を蒙り、出仕を停止され、公文目代を解職されたが、この年一月に出仕については「御宥免」されたという記事がある。²⁵⁾解職の時の別當は修南院隆遍、「御宥免」の時の別當は一乗院良覚。別当でもない一乗院門主の「勘氣」が公文目代の解職の理由となつてゐる。この実舜は先にみたように大乗院門主尋覺の口入によつて公文目代になつた人物で、後に御後見職にもなる大乗院家の坊官であつた。門主の「勘氣」が他門主被管の三綱に及んだことは、当時の大乗院・一乗院両門主の権威を示すものであろう。

(3) 大乗院家の分裂と坊官の動向

鎌倉末期の大乗院門跡をめぐる確執は、坊官層にどのような影響を与えたのだろうか。坊官組織は分裂したのであろうか。

「大乗院具注暦日記」正和六年（一一一七）四月二十九日条によると、禪定院に尋覺と覺尊という二人の門主が同居するという異常事態のなかで、尋覺は覺尊の主催する法会に門徒の僧綱や坊官が参加することを停止し、覺尊の近習である範守のみの参加を認めてい

る。この段階では、坊官層の分裂はいまだ認められない。元享四年（一三二四）、慈信・聖信と覺尊の対立している段階ではどうであつたか。この年の「内山御所毎日抄」は、内山に退去している覺尊の側近である坊官、大進寺主良清の日記である。良清は正和六年九月一日に初めて覺尊の坊官僧として春日社参の共をした人物であるが²⁷、彼の日記から坊官の動向を窺つてみよう。正月元旦の記事、「山寺御所元三御節供式事」は内山御所での元旦の節供の記事である。成業円懐、記主良清、範誉、晴慶、実譽、慶範、孫菊丸などの、その場に登場する坊官や児などは覺尊方の者といえる。一方の聖信方については、聖信の春日社参の記事から判明する。元旦の社参には、坊官清定法橋、同顯清寺主、侍慶遍、児孫喜丸、同孫松丸、同延寿丸、同吉王丸が供奉した。二日の社参には坊官清定法橋、同榮清、侍慶賀、大童子二人が、三日の社参には坊官源覚法橋、同懷清、侍猷乘、大童子二人が供奉した。このうち源覚は御後見職にあつた人物である。両者の坊官組織が重ならないのが明瞭である。九月五日の禪定院で行われた本論講の出仕者も、坊官顯清寺主・栄清寺主、侍慶遍・慶賀、奉行人清定法橋であり、内山の覺尊方の坊官たちは参加していない。内山によくやつてくる坊官には、先の元旦の記事にみえる覺尊方の坊官等の他に、晴舜寺主・地藏院已講範守の名前が見える。晴舜は七月十四日条によると、記主良清とともに白毫寺へ墓参に行つていていることから、両者は血縁関係にあつたと思われる。記主良清は南都に自坊があり、内山から時折帰つていて。以上のよ

うに、大乗院の坊官組織すなわち坊官・侍・児童は二つに分裂していたといえる。ただし、先述したように御相節米奉行人泰舜從儀師が内山御所に御相節米を送つてくる記事が見られる。泰舜は内山に常住した形跡は見られないことから、覺尊方の坊官とは言えない。おそらく、彼は覺尊方にも、聖信方にも同様に毎月坊官に支給される御相節米を奉行として支給したものと思われる。すると、大乗院家の坊官組織は、確かに構成員の多くは、二つに分裂しているものの、彼らの経済的存立の基盤は完全には分裂しておらず、いまだ、共通の基盤の下にあつたものと考えられる。

ところで、大童子や御童子などの大乗院に所属する児童は、坊官らの子息であつたと推定できるが、その児童の所属をめぐつて興味深い記事が見える。「内山御所毎日抄」六月二十一日・二十四日条によると、児の孫菊丸が禪定院の聖信の許へ「院参」したことに対し、記主良清は「返々口惜」、「人心易移、隨時代謝、誠此謂歟」、「日本比祇候于此御所、奉公雖抽忠、今既參上于禪定院、口惜無力」などと慨嘆している。この孫菊丸は元享二年（一三二二）六月十四日に孫松丸とともに初めて覺尊の許に見参した者で²⁸、元享四年まで覺尊の許に祇候したものが、この年、覺尊の許を離れて聖信の許に走つたものと考えられる。坊官の例ではないが、大乗院家の分裂のなかで自己の意志で主人を変えていく児童の具体像として興味深い。

さて、坊官層の分裂は、その後恒常化したのであろうか。覺尊と聖信の争いが、聖信の配流の結果、一段落した嘉暦三年（一三三一

八）の坊官の動向を、同年の坊官の日記「嘉暦三年毎日抄」に見てみたい。この記録の記主は「内山御所毎日抄」と同じく良清（大進寺主）と推定される⁽³⁰⁾。この年正月元旦の禪定院での御歯固と御節供に参加した坊官等は、範守・晴慶・慶遍・琳実・範譽・定懷法眼・良舜法橋・栄清寺主・良治・懷清・実賀・範実法橋・晴舜法橋・泰舜従儀師・猷乘・孫菊丸等であった。このうち、傍線を付した人物は「内山御所毎日抄」に聖信方として名前の見える人物である。「内山御所毎日抄」に聖信方としてあつた清定法橋・顯清寺主・清任法橋・慶賀・源覚法橋は「嘉暦三年毎日抄」には姿を見せない。聖信方の坊官の内半分は覺尊方に復帰するが、残りの半分は復帰せず、聖信によつて御後見職に補任された実舜の名も登場しない。聖信方の坊官のうち姿を見せない坊官も、孝覚が門主であつた文和二年（一三五三）の大乗院家の評定において源覚や顯清が評定衆として見えることから、やがて復帰したものと考えられる。

（三）評定制

門徒の僧綱・学侶と坊官・侍らは、鎌倉末期には評定制度を整備し、共同で大乗院家の訴訟を中心とする諸問題を解決する体制が成立する。この大乗院家の評定制の存在を初めて指摘したのは佐藤進一氏である⁽³¹⁾。ここでは氏の紹介した正安二年（一二三〇）九月の「院家評定條々記録」だけではなく、その他の記録をも参考にして復元

を試みたい。

「評定不參咎等間事」を十カ条にわかつて定めた「院家評定條々記録」から、まず評定が評定衆三人と奉行人によつて構成されることが、大評定・小評定・広評定の三種類の評定があり、午刻の貝の音を合図に開始されたことなどがわかる。小評定は毎月三・十三・二十三の日に開かれ、訴訟内容が「大事」であれば一箇条、「小事」であれば一箇条以上を沙汰すると定めている。小評定は、「依縡繁雖不被合小評定、奉行人盡涯分之沙汰者、如日來、広評定條、不可相違事」とあって、恒例の評定ではなく訴人の愁訴を聴くための特別の評定であつたと推測されるが、詳細は不明である。この記録は元享二年（一三二二）七月十一日にも再確認されている。正安二年のときの門主は尋覚または慈信、元享二年の門主は覺尊⁽³²⁾。すなわち門主は交替し対立する関係にあつても、評定制度の規定は変化しなかつたことを示している。

永仁七年（一二九九）の「大乗院具注曆日記」を見ると、二月二十二日に小評定が行われている。また、正安四年（一三〇二）の「大乗院具注曆日記」を見ると、大評定が二月二十二日、四月十一日、五月六日に、小評定が三月四日、四月七日、四月十日、四月十四日、四月十七日、五月二十五日、たんなる評定と表記されているものが一氏である⁽³³⁾。ここでは氏の紹介した正安二年（一二三〇）九月の「院家評定條々記録」だけではなく、その他の記録をも参考にして復元

二月二十二日の大評定、四月十一日の大評定、四月二十一日の評定には門主尋覧も参加している。評定への参加者を尋覧はすべて表記しているとは言いがたいが、たとえば三月四日の小評定には舜懷、実憲、泰深・玄舜などの坊官と思われる者が参加しており、五月六日の大評定には淨名院、松林院、清実、良顕、泰舜、源実が参加している。大評定の方が出席者の数が多い事が注目される。

次に、坊官大進寺主良清の「嘉曆三年毎日抄」に見る評定記事を検討したい。二月二十一日条を翻刻する。

參御所了、當御代今度牢籠之間、評定有名無実、依之甲乙訴論定歎申候之間、今日評定始有之、御出、現出仕分禪光院法印範宗、光明院、隆譽、修學房、憲信、二位律師範守、二位得業円懷、奉行人栄清寺主、予、懷清、泰舜從儀師、定乘、
今度新加円懷得業、懷雅中納言、
上者、尤可出仕候、故障、
一、上御所ノ評定所、南ノツラ西ヲ定ニ大文高麗一帖敷之、御座、西ノツラニ御座ヲ二三尺餘北エ引ノケテ小文二帖、評定衆座也、東ノツラ西ノ座ノトヲリニ北エ小文二帖敷之、同評定衆座也、北ノツラ東西工紫縁ノ畳二帖敷之、奉行人ノ座也、東上首也、奉行人出入路ハ此座ノ障子間ヨリ令出入者也、御出之時ハ後ノ縁工奉行人共罷下テ令蹲踞者也、

嘉曆三年（一三二八）二月二十一日、この日しばらく行わってい

なかつた評定を復活するため評定始の儀が行われた。門主覺尊も臨席した評定始には、評定衆と思われる範宗、隆譽、憲信、範守、円懷と奉行人である栄清、良清、懷清、泰舜、定乘が出席した。評定所は禪定院の上御所にあり、門主、評定衆、奉行人の座を、それぞれ大文高麗縁の畳、小文の縁の畳、紫の縁の畳を敷いて区別している。門主が評定に臨席する場合は、奉行人は後ろの縁に下がつて蹲踞の姿勢をとつた。このようにして始まつた評定は、「嘉曆三年毎日抄」の記事から式日が定まつていてることがわかる。「評定」の行われた日、場所、参加者の一覧表（表4）から、たんに「評定」と記したもののが毎月一日、十一日、二十一日の三か日を式日にしていたこと、「小評定」が毎月十六日に行われていたこと、十月二十六日や十二月十六日のように「臨時大評定」が行われていたこと、侍身分だけの「侍評定」なるものも行われていたこと等が窺える。「評定」とは先の「大評定」、「臨時大評定」とは「広評定」にあたるものかもしない。評定所は基本的に上御所であつたが、八月十一日、八月二十一日、九月一日の評定は「下御所六間」で行われた。評定への参加者は四月一日の「評定」の場合、評定衆として禪光院法印範宗、光明院法印隆譽、修學房法印憲信、二位律師範守、二位得業円懷、上座法眼（泰深か）の六名、奉行人として栄清寺主、「予」（記主良清）、懷清の三名が見える。八月十六日の「小評定」の場合、評定衆として禪光院法印範宗、二位得業円懷、実舜法眼、奉行人として栄清、「予」（良清）、懷清が参加している。「評定」に比べて「小評定」

(表4)「嘉曆三年毎日抄」にみる大乗院の評定

日付 (月.日)	評定の名称	場 所	門主の 臨 席	評定への参加者	
				評定衆	奉行人
4. 1	評定	(上)御所	無	禪光院法印, 光明院法印, (修学房法印), 二位律師, 二位得業, 上座法眼	栄清寺主, 予(良清), 懐清
4. 11	評定	(上)御所	有	禪光院法印, 二位得業, 泰深法眼	三人
4. 21	評定		無	禪光院法印, 実成院法印, 修学房法印, 二位律師, 泰深法眼	
5. 1	評定	(上)御所	無	禪光院法印, 修学房法印, 二位律師, 二位得業, 中納言得業, 泰深法眼	
5. 11	評定	(上)御所			
5. 16	小評定	(上)御所			
6. 1	評定	(上)御所		修学房法印, 二位得業, 中納言得業, 泰深法眼	「定乗の外は皆参」
6. 11	評定	(上)御所	有	禪光院法印, 修学房法印, 二位律師, 二位得業	栄清寺主, 予(良清), 懐清都維那
6. 21				(評定, 人数なきによって延引)	
7. 1				(評定なし)	
				(7. 2 ~ 8. 6の間, 良清, 痴病によって出仕せず)	
8. 11	評定	下御所		修学房法印憲信, 禪光院法印範宗, 二位律師範宗, 二位得業円懐	栄清寺主, 予(良清), 懐清, 定乗
8. 16	小評定	上御所	有	禪光院法印, 二位得業, 実舜法眼	栄清, 予(良清), 懐清
8. 21	評定	下御所	有	修学房法印, 禪光院法印, 二位得業, 泰深法眼	「皆参」
8. 26	小評定		有	禪光院法印, 二位得業, 実舜法眼	
9. 1	評定	下御所	有	三藏院大僧正範憲, 禪光院法印, 松林院得業, 泰深法眼	
9. 6	評定				
9. 13	待評定				
9. 21	評定				
9. 25	待評定				
10. 21	評定		有		
10. 26	臨時評定		有		
11. 11	評定	上御所	無		
11. 21	評定		無		
12. 1	評定		有		
12. 11				(評定なし)	
12. 16	臨時大評定		有		
12. 21				(僧綱等故障によって評定なし)	

*空欄は記載がないことを示している。

の方が参加者は少ない。ともに門主の臨席がある場合があり、「評定」と「小評定」の内容の違いがどこにあるのか、たんに評定で扱う訴訟の件数の相違だけなのか、今一つよくわからないところがある。

正和五年（一一三一六）の「大乗院雜々記」に同年三月九日の評定の記録がある。⁽³³⁾

正和五年三月九日評定

良憲花藏房 尊懷松林院 範宗禪光院 嶽懷法眼 清円法眼

懷憲法橋 泰憲 玄舜法橋 範乘 清玄

一、院家御使下向御領等時、就食事使料、致土民煩不便事、

評定云、依此事、多諸寄人等參他院家云々、□者被停止使
料、食事分就御使上下□、至所當罪科者、□被行之、住
宅資材分可□御使得分也、

食事式目

一舛飯、一舛菜雜事分、酒度別五合歟、書落□□□□

已上一度別

北面并知院事分、日別不可過三度、立帰時可為一度也、

從分

一舛 飯并菜分也 度數同上

北面知院事從、不可過二人

馬飼

一舛米、一舛大豆、日別不可過之、御力者御童子分食事同上、
於下部者、不可乘馬、從事一人被許之、不召具者、不可及沙汰、

大乗院家の使者が院家領に下った場合の使節料や食事について定めたこの史料は、院家の使者に北面、知院事、御力者、御童子、下部などが從事し、現地で使節料等をめぐって争いが生じていたことを示している点でも興味深いが、評定の史料としては、このような様式で評定の記録を書き留めたことが注目される。この様式は東寺の供僧の評定記録（引付）の様式とも似ており、日付、評定参加者の人名をまず書き、次に評定内容を記している。評定引付は現存しないが、このような様式の引付が作成されていたのではないだろうか。

評定に先だって廻文が作成される。建武五年（一一三三八）四月の「院家雜々跡文」にはこの廻文の写しが記録されている。⁽³⁴⁾

明日十七日午刻 評定

「禪光院」 「塔内」 「大納言律師」 「中納言已講」 「二位得業」
「大納言得業」 「上座法眼」 「大進法眼」 「大夫法橋」 「按察法
橋」 「藏人寺主」 「大進寺主」 「大藏卿寺主」 「少納言都維那」
「因幡寺主」 「常陸威儀師」 「懷清」

四月十六日 奉行宗善 「建武五 今度御院務初度、以

吉日被催云々」

時代は少し下るが、文和二年（一一五三）一月十八日の廻文も基

本的にこの様式である。⁽³⁵⁾ まず、廻文は評定の前日に担当奉行によつて作成され、評定宗や奉行人に廻される。廻文は、まず「明日
日午刻評定」の一行から始まる。評定の時刻は午刻と定まっていた。

次に参加予定者の名前が記される。文和二年の廻文に記された注記によると、「出世方」は「合点」、「世間方」は「奉」の一字を名前の所に記して、出席の予定を示している。最後に日付と担当奉行の名前を書いている。建武五年の評定の参加者は十七人。注記によれば門主孝覚の初度の評定であり、おそらくここに記された人名は、この段階の評定参加者の全員といってよいだろう。文和二年の廻文に記された参加者は十三人であった。

(四) 御坊人

大乗院家の構成員には坊官・侍の他に、彼らの下にあって雜務にあたる北面（上北面・下北面）、知院事、御牛飼、御力者、御童子、下部などがあり、先述した正和五年の評定記録に院家の使者として現れる彼らの姿が見られる。彼らの果たした役割については別稿を期すこととして、ここでは大乗院家の組織の末端に連なり、門主と主従関係を結んだ大和の在地領主である「御坊（房）人」について触れておきたい。

『三箇院家抄』には「坊人給分」として、「古市分」を筆頭にして十市・番條・小泉などおよそ三十八人分の御坊人の給分が掲げられている。尋尊の手によって応仁二年から文明元年頃に主要部分が成立したとされる『三箇院家抄』において³⁷⁾、このように出現する御坊人を、大乗院家はいつごろから組織したのだろうか。大乗院の御坊

人の早い事例は、永仁の南都闘乱においてみることができる。大乗院方の軍勢の一勢力に、御坊人である大田、池尻、大仏供、芳野党、長谷川党の名が見えるのである。³⁸⁾彼らは大田庄、池尻庄、大仏供庄などの興福寺領莊園の名を冠した現地の下司・公文などの莊官や長谷川一帯の武士団と考えられるが、池尻庄が一乗院領、大仏供庄が興福寺進官庄あるいは寺門領であつたように、必ずしも大乗院領の莊園である必要はなかつた。これらのうち池尻父子については、安田次郎氏が考察したように「春日權現驗記絵」や弘安八年の悪党注文にも登場する「悪党」である。³⁹⁾

正平七年（一二五二）閏二月の一乗院領長河庄公文昇蓮の注進状によると、昇蓮の所持した公文職について、以下のように説明している。⁴⁰⁾

當職事、永仁動亂之刻、親父故河西入道定戒、依致軍忠、於公文職者可令子孫相伝之由、為宗信御房御奉行、蒙愍勸仰以來、于今不渡于他人之手、四代相続仕者也、

すなわち、永仁の南都闘乱のとき昇蓮の父である河西入道定戒がおそらく一乗院方にあって活躍し、その軍忠に対する恩賞として、長河庄の公文職の子孫相伝を許されているのである。彼らは御坊人として合戦に参加することによって、「恩賞」として院領莊園の莊官職などを給与されたり安堵されたりしたものと考えられる。

大乗院の御坊人としては、正和三年（一二一四）には寺中警固の御坊人として「大仏供西阿」「十市新次郎入道」⁴¹⁾、正中・嘉暦の頃に

は「古市但馬房俊秀」の名前が見え、⁽⁴²⁾一乗院の御坊人には正応の頃に東寺領平野殿庄の下司平清重、正和二年（一三一五）に「平群十郎」などの名前が見える。⁽⁴³⁾このうち古市氏は正中二年（一三三五）の大乗院門主をめぐる覚尊と聖信の争いのなかで、覚尊方の軍勢の中心人物であった。

御坊人は日常的にはどのような「奉公」を門主に対して果たしたのか。先の一乗院の御坊人と思われる長河庄公文昇蓮の言によれば、昇蓮は恒常的には四ヶ月余の「長番」と、臨時の橋本郷の十日間の番役に従っている。室町時代に成立した「御兵士引付」では、⁽⁴⁵⁾院中防禦事、於上古者上北面輩致其沙汰間、衆徒国民等結番無之、然而、被宛給分事者、觀応二年七月三日両門跡確執以来事也、

として、こうした番役を本来勤めた者が上北面であり、觀応二年（一三五二）の両門跡の争い以来、御坊人である衆徒国民が勤めるようになつたとしているが、実際には觀応以前の鎌倉末期には御坊人が院家の警固にあたつていたのである。

大乗院門主と御坊人との関係は、将軍と御家人の主従関係に擬せられるものであるが、両者の間には「名主」と呼ばれる坊官が介在しているようである。「大乗院奉行引付」歴応五年（一三四二）五月二日条に以下の事件が記されている。⁽⁴⁶⁾

目安又三郎入道院家ヨリ被罪科畢、縁舍破却分也、御房人也、為彼結構、一乗院御領大吉田庄民屋令焼失了、中御門了觀房ト

モ確執之故也、為学侶評定、可被行重科由、申之、学侶等之供料、為相懸之地故也云々、一乗院ヨリモ罪科事被触申候、彼又三郎入道ハ懷清寺主奉行之御房人也、罪科之時、名主之使者一人中間男副下候了云々、罪科事奉行ハ秀寺主也、知院事二人舞□朝、下部四五人云々、

大乗院家の御房人である目安又三郎なる者が一乗院領大吉田庄民の家を焼失し、また中御門郷の了觀房と争つたことが原因で、罪科に処せられた事件である。目安に対する検断権は、犯罪の行われた場所の領主である一乗院と学侶、および、犯罪者の主人である大乗院が有したが、その際、目安の「奉行」すなわち「名主」である懷清寺主の使者も検断に立ち会つた。この懷清は大乗院家の坊官と考えられる。すなわち、大乗院家の御房人である目安又三郎には「名主」あるいは「奉行」と呼ばれる坊官が上に存在しているのである。この「名主」という存在は別稿で指摘したように大乗院に所属する寄人や御童子にも認められるもので、大乗院家における御童子・寄人や御房人などの統括者を意味している。⁽⁴⁷⁾「名主」は所属する彼らに對して検断権を有していた。

以上、検討したように、御房人は大乗院領や一乗院領の荘園の莊官で、門主との間に主従関係を結んでいた武士である。彼ら大和の在地領主は鎌倉末期において三つの方向に発展する可能性を持つてゐた。第一に門跡の御房人（被官）となる道。第二に、興福寺の衆徒、あるいは春日社の白人神人になる道。そして、第三に、地域的

な一揆を結ぶ道である。大乗院家の御房人である古市氏が応永二十一年（一四一四）には衆徒として、同じく御房人である十市氏が国民として現れ、在地の一揆である長谷川党が御房人であつたよつに、⁽⁴⁸⁾その三つの方向は一つに収斂することなく重なりあつていたと考えられるが、その点については後日の課題として残しておきたい。

おわりに

以上、鎌倉末期の大乗院家の組織について坊官を中心にして素描を試みた。最後に、今後に残された課題を指摘して、この小論を閉じたい。第一に、大乗院家の構造を論ずる場合、どうしてもはずせない大乗院領の問題である。大乗院領莊園や大乗院の末寺である長谷寺・内山永久寺・菩提山正暦寺などが大乗院全体の経済構造のなかでどのように組織され、機能していたのか。大乗院領莊園の全体像については安田次郎氏・海老澤美基氏の研究があるが、その経営的具体像はいまだ不明確である。その理由には、莊園関係文書がほとんど残されていないことがあるが、両氏の研究を手がかりに更に考えてみなければならない。第二に、これもある意味では大乗院家の経済を支えたと思われる商工業者の座の問題である。「三箇院家抄」の「商人名主」の項に掲げられている四十一の座をどのように支配していたのか。商業史とは別に寺院史の立場から検討されなければならぬ。第三に、鎌倉末、南北朝期の興福寺全体の混乱は、寺家政所を

中心とする古い体制が衰退し、一方で学侶・六方・衆徒などの寺僧集団の体制が形成され、一方で大乗院・一乗院の両門跡の巨大化がなされる時期に起っている。その混乱は興福寺内部だけではなく、大和国全体の問題であり、本稿では御坊人に関して若干論じたにすぎない。南北朝・室町期への展望のなかで更に追求する必要があるう。

註

- (1) 大山喬平「近衛家と南部一乗院」「簡要類聚鈔」考」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下、塙書房、一九八五年）
- (2) 伊藤俊一「青蓮院門跡の形成と坊政所」（『古文書研究』三五号）
- (3) 永島福太郎「奈良文化の傳流」（一九四四年）。
- (4) 安田次郎「永仁の南都闖乱」（『お茶の水史学』三〇）、同「興福寺の雜役免莊園と院家領莊園について」（『お茶の水史学』三三）。
- (5) 海老澤美基「大乗院史料による重色領―門跡領莊園編成の特質」（滝沢武雄編『論集中近世の史料と方法』東京堂出版、一九九一年）。
- (6) 「門徒」について、黒田俊男氏は門主との間に一種の被管関係を結んだ寺内の大衆とした（『中世寺社勢力論』、『岩波講座日本歴史』中世二、一九七五年）。
- (7) 『興福寺三綱補任』（続群書類從、補任部）によれば、三藏院範憲は正安元年、正安四年、徳治二年、正和二年の四度も別当となつている。
- 東寺瀬頂院御影供の執事役は東寺の寺僧だけではなく、広く「大師の門徒」である真言宗の僧綱が勤めている（橋本初子『中世東寺と弘法大師信仰』第一章第一節、思文閣出版）

(8)

尋覚が具注暦に記した日記は、現在、東京国立博物館・京都大学附属図書館・大東急記念文庫の三カ所に分有されている。東京国立博物館では、「延慶二年具注暦」(第二十六号)・「各種具注暦」(第五十四号)の名で登録されている。「延慶二年具注暦」は卷子本一巻。正月一日から十月七日までで、後欠となつていて。後欠部分は、後述する京大本に現存する。具注暦の端裏には朱筆で「大乗院第十三院主尋覚御自筆」と記されている。杉箱に納められ、箱書きには「延慶一年荒歴記入/大乗院尊大僧正日記卷」とあるが、「尋尊」は誤り。東京国立博物館の「書蹟目録」巻によると、明治三十七年一月二十六日に東京市赤坂区福吉町九条方の松園治忠氏から購入したものである。「各種具注暦」は「正応二年断本」「正和六年断本」の二巻、「永仁七年尋覚裏書」一巻、「正安二年断本」一巻、「正和六年断本」一巻、「文明三年断本」一巻、から成る。このうち尋覚の具注暦日記は「永仁七年尋覚裏書」「正安二年断本」「正和六年断本」の三巻である。いずれも自筆日記である。「永仁七年尋覚裏書」は正月から十二月までの完本、「正安二年断本」は虫損が激しく、正月から二月二日と十月一日から三日までの具注暦しか残っていない。「正和六年断本」は本来巻子であつたものが、継ぎ目がはがれたため、料紙を重ねて紙縫りで右端に綴じてある。前欠で、具注暦の八月十日から十二月二十九日までの記事がある。前欠の部分は後述する大東急記念文庫所蔵の具注暦と接続する。なお、尋覚の日記ではないが、他の具注暦についても原本調査の結果を記しておきたい。「正応二年断本」一巻は、正応二年の正月から三月までの具注暦の上部半分のみ。具注暦を上下に切断し、その裏に聖教を写したもの(A)。目録には記していないが、年月日未詳の具注暦断簡がある(B)。具注暦下部半分の断簡で、近世の包紙には「正和四年」としているが根拠はない。正応二年ではないかとも考えられる。「覚有裏書断本」二巻は、具注暦の上部(C)と下部(D)で、裏に覚有が筆写した聖教がある。近世の包紙には上部一巻については「永仁二年

年八月二十日沙門覚有裏書「ノ上」、下部一巻については「永仁二年九月十一日沙門覚有裏書「ノ下」とあるが、これは裏書きに見る聖教書写的年を示したものであり、具注暦の年を示したものではない。Dの具注暦はAの具注暦の下段部分であり、正応二年のものである。以上のようにAとDは正応二年の具注暦日記を聖教書写的ため上下に切断したもののが一部であり、BとCの断簡もおそらく正応二年の同じ具注暦の下段部分ではないかと推測される。「文明三年断本」一巻は文明三年正月から十一月までの具注暦で、後欠である。具注暦には日記の記述はない。支配には田数目録が写されている。

京都大学付属図書館所蔵の大乗院具注暦日記は「大乗院日記具注暦」と登録されている。全十巻の卷子本。「承元四年具注暦御記」「寛元五年具注暦御記」「永仁五年具注暦御記」「正安二年具注暦御記」「正安三年具注暦御記」「正安四年具注暦御記」「嘉元二年具注暦御記」「延慶四年具注暦御記」「正和三年具注暦御記」「正和四年具注暦御記」(各一巻)から成る。各巻には近世に付けられたと考えられる包紙がある。包紙には具注暦日記の年代・記主とその経歴などが記されている。その記載によれば、すべて松園家に伝來したものである。東博本も京大本も本来、松園家に伝來したものであるといえる。松園家は大乗院の房官の家か。「承元四年具注暦御記」は信圓、「寛元五年具注暦御記」は尊信、「永仁五年具注暦御記」は慈信の自筆日記である。尋覚の自筆日記は、「正安二年具注暦御記」以下である。

「正安二年具注暦御記」は前欠、十月四日以下の具注暦の部分が現存する。前欠部分の一部は東博本にある。「正安三年具注暦御記」は十月二日以下が欠けている。欠落部分は後述する大東急記念文庫本に現存する。「正安四年具注暦御記」は欠落部分はない。「嘉元二年具注暦御記」は十一月七日以下の部分が欠けている。「延慶四年具注暦御記」は七月以降の具注暦が欠けている。「正和三年具注暦御記」と「正和四年具注暦御記」は欠落部分なし。

大東急記念文庫所蔵の具注暦日記は、正安三年と正和六年の具注

暦日記の巻子本断簡で、いすれも尋覓自筆のものである。正安三年の具注暦日記は、十月一日以前が欠落しているが、欠落部分は、京大本に該当する。正和六年の具注暦日記は正月から八月十日まで。

以下の部分が欠落しているが、東博本の正和六年の具注暦に接続する。なお、大東急記念文庫本は一紙ごとに分離した具注暦を再度巻子仕立てにする際に、復元を誤つており、錯簡があり、利用にあたっては注意を要するが料紙の欠落はない。

以上、東博本と京大本は原本調査を行つた。調査にあたつて便宜を図つてくださつた東京国立博物館書籍室の島谷弘幸氏、京都大学付属図書館に感謝したい。なお東京大学史料編纂所には両者の影写本がある。大東急記念文庫本は、東京大学史料編纂所の写真帖に依つた。

(9) 「雜々引付」四（国立公文書館内閣文庫所蔵大乘院文書）。ここに記されている坊官以外の部分は門徒の僧綱・学侶の分とみてよい。

関連部分を翻刻しておこう。

三藏院 新木庄 河□□□□□□南京定
權別當 長屋庄 上總庄

法雲院大僧都 中井殿又權別当他界之後、長屋庄被挙領之

中納言得業□雅 北円堂御分米三十六石

左衛門督親寛 糸井庄 *

懷憲法眼 菓子寄人

清任法橋 宇礼志庄

源覺法橋 多々罷庄

範乗都維那 狹竹庄 大乘院納所

良□対馬 越田尻庄納所御相節

*以前の部分が門徒の僧綱・学侶の部分、以降が坊官・侍の部分と考えられる。

(10) 国立公文書館内閣文庫所蔵大乘院文書。

鎌倉末期の興福寺大乘院家（稻葉）

(11) 大東急記念文庫所蔵（東京大学史料編纂所所蔵写真版）。必要部分を翻刻しておこう。

「玄舜頓死了、不便々々、院家管領事、此間其仁之間、細々事等玄舜令奉行了、他界之間、奉行分猶又無其器、仍雖為御年、且重代也、仍源覺可御後見職之由、仰付之、楊本自元知行、神殿重仰付之、」

(12) 『三箇院家抄』第一（史料纂集、統群書類從完成会）

(13) 『院要鈔』（お茶の水図書館所蔵成實堂文庫大乘院文書）。関連部分を翻刻する。

一、御後見被仰付間事、

顯実、清実等者、直蒙仰云々、

清玄法眼日次記云、

正和六年八月六日亥刻、御後見被仰源覺寺主、範乘威儀師奉行、於禪定院侍召仰之、範乘、付衣、経侍広庇、白西蔀間南、入西座南端置、北ニ着座、源覺、純色裳、指貫上□袈裟、自侍南向妻戸入着東座南端、四方輿、不具大童子云々、（中略）、或式云、御後見事、以御教書被仰付之条、非本儀、可然之仁奉行ニテ可被召仰歟云々、

(14) 『鎌倉遺文』八五五三号（春日神社文書）。

(15) 『鎌倉遺文』一二二六八号（春日神社文書）。

當該部分を翻刻する。

定 御前結番事

一番

二番

三番

四番

五番

六番

可存知條々

一、 番繼日、以日沒鐘、為其際限、可次番衆事、
後番衆、若至初夜鐘、令遲參者、可處于闕番、雖然、前

- 番衆又無左右令退出、申入事由、付御計可進退事。
- 一、依現病并遠行、雖申入暇、必於初番者、可誣他人面々、又存公平、相互可領狀事、
- 上下御格子内外之御掃除等、殊存丁寧、可抽忠勤事、
- 當番之間、至要雖令出來、不可誣垂髮、小中座以下宿老房官侍并當番奏者事、
- 番間令歛樂局町遊行上御所等之條、太不可然、令招催御前、近辺昼夜可致細々奉公事、
- 一、以一身請取兩人之番之條、堅可禁制之事、
- 傍輩等闕番之時、或恐權威或存会合、更不可有隱密之儀、此条若令露顯者、可為同科事、
- 右、守結番之次第、一日一夜無懈怠、可令懃仕、於違犯輩者、初度第二度可為科酒、式日肴物兩種 酒二瓶、至第三度者、可被止御前□出入者、依仰所定如件、
- 嘉曆二年七月 日
- 近習輩等可存知條々
- 一、於御前近辺、人之善惡、物之直品等、大方放逸、見苦之題目、一切不可申之事、
- 一、赤面酩酊之時、令徘徊御所中、往返道路之條、可存故实、就中不可對謁寺官等公人并他所之使節事、
- 一、局町酒宴、不可過小瓶一、又音曲乱舞、一切可停止之事、雖有招催御所中之号、令蟄居局々、此条非昵近奉公之儀、集所御中屋等堂、可經□事、
- 一、世間・出世之輩、進使者□相尋近習者、面々致作憫然、不申次之間、急事徒令遲引□、又空以退出之由、有其聞、於向後者、不嫌親疎、存公平可申入事、
- 近習若輩大略令歛樂官□之間、御所中冷然、頗以越例年了、自由之至、太以不可然、自今以後四十未滿之類致夙夜之祇候、可抽奉公之忠勤、則於御中屋、可付着到、連々

(17) 「内山御所毎日抄」は国立公文書館内閣文庫所蔵大乘院文書の内。縦三一センチ横二一センチの冊子本。内の表紙には「第三ノ毎日抄/雜々御共事」「内山御所」「元享 正中元」の文字と花押がある。内容から、内山御所の覚尊の許にいた坊官の記録と推定できる。原本調査の結果、表紙の花押は「嘉曆三年毎日抄」(同じく内閣文庫所蔵)の記主と同一であり、本文の筆跡も同一のように思われる。とするところ、記主は坊官である大進寺主良清である可能性が高い。この記録によれば記主良清はこの年、元享四年に御相節米奉行泰舜から以下のごとく御相節米を支給されている。

以上二通古反古中ヨリ求出之處、虫損之間、書寫之
寫本統紙二書之

六月五日、今月分十果。七月七日、今月分四果。同二十日、今月分

六果、来月分四果。八月三日、今月分残り六石。九月四日、今月分五果。九月二十九日、今月分残り五石。内山御所にいる坊官にも奈

良から御相節米が支給されることは注目される。

(18) 国立公文書館内閣文庫所蔵大乗院文書。縦三四センチ、横二七セ

ンチの冊子本。「雜々引付五」は内閣文庫で付けた名称であり、本来の表紙には「元享元年十一月 同二年／第一／雜々引付／諸役御共／御寺務初度」と記されている。その筆跡は「内山御所毎日抄」とよく似ている。

(19) 良舜寺主の名は元享四年（正中元年、一二三二）の「内山御所毎日抄」にしばしば登場する。

(20) 範乘が大乗院の評定や諸仏事、門主の供奉など坊官が登場する場に全く登場しないことは、各種大乗院坊官の史料や門主の直筆日記に明らかである。

(21) 「地下家傳五」（日本古典全集）。

(22) 信実については、多くの論者が触れているが、ここでは五味文彦

『院政期社会の研究』（山川出版社）第三部第一章「儒者・武者及悪僧」を掲げておく。

(23) 「増補続史料大成大乗院寺社雜事記十二」（臨川書店）。

(24) 国立公文書館内閣文庫所蔵大乗院文書。

(25) 「文保元応之記」ともいう。国立公文書館内閣文庫所蔵大乗院文書。縦二九センチ横二三センチの冊子本。記主は権寺主法眼懷憲。

(26) 「統群書類從」補任部。
「大乘院具注曆日記」正和六年九月一日条に「良清大進経定子、始為房僧、勤僧都參社御共」とある。

(28) 「嘉曆二年毎日抄」（内閣文庫所蔵大乗院文書）十月五日条に「実舜法眼子息寿恩殿今夜出家」、同十五日条に「上童兒一人、口代菊丸、歲十五歟、侍琳乘法眼、公文目代、猶子云々、加賀丸、十六歟、房官繼舜上座子息云々」、同一月三日条に「今日出仕兒如例候、但清舜

法橋子息財春□参了」などと見える。

(29) 「雜々引付四」に「一、孫菊・孫松兩人、元享二年六月十四日寺家、禪定院殿、見参ニ□大進法橋相具参了」とある。

(30) 「嘉曆三年毎日抄」（内閣文庫所蔵大乗院文書）は、縦三十センチ横二十二センチの冊子本。「嘉曆三年毎日抄」は内閣文庫で付した表紙の題目で、内の表紙には「第七／毎日抄」「寺王（花押）」などとある。この花押の主、すなわちこの日記の記主が誰であるのかは、花押からは判定できない。しかし、四月二十二日条を見ると、門主

覚尊の春日社参に供奉した房官三人の名を「円舜寺主、栄清寺主、良清寺主」と記した後、それぞれの裝束や従者の数を記し、そこで「円舜、栄清、予」と記している。この記述から、明らかに記主である「予」とは良清寺主であることが判明する。

(31) 佐藤進「大乗院の評定制」（年報中世史研究一二）。

(32) 鎌倉末期の大乗院門主の変遷については別稿「鎌倉末期の興福寺大乗院門主」を参照。

(33) 国立公文書館内閣文庫所蔵大乗院文書。縦三十センチ横二十五センチの冊子本。内の表紙には「大乗院雜々記／正和五年十二月日集始之」の題目とともに内容を示した項目が記されている。奥書に「于時応永九年三月日、於御前此記拝見之間、申出加書寫者也、於本者、則返進門跡了、此記者禪南院故大進法眼清玄自筆之記錄也、泰信（花押）」とある。

(34) 国立公文書館内閣文庫所蔵大乗院文書。

(35) 「院要抄」（お茶の水図書館成竇堂文庫所蔵大乗院文書）。

(36) 「三箇院家抄」第一（史料纂集）。

(37) 「三箇院家抄」第二（史料纂集）の解題（海老澤美基氏執筆）。

(38) 「南都鬪亂根元之事」（天理図書館所蔵保井家文書）。この史料および永仁の南都鬪乱については、安田次郎「永仁の南都鬪乱」（前掲）を参照。

(39) 安田次郎「永仁の南都鬪乱」。

- (40) 京都大学文学部所蔵一乘院文書(同大学所蔵の写真帖によつた)。
- (41) 「大乗院具注曆日記」正和三年八月十三日条。
- (42) 「中臣祐臣記」(東京大学史料編纂所所蔵影写本)正中二年十二月四日条。「嘉暦三年毎日抄」九月十一日条。
- (43) たとえば正応二年二月日「平野殿庄雑掌重言上状」(東寺百合文書)、同年二月三日「菊萬法師申詞記」(鎌倉遺文)「六八七五号)。なお、この平清重については最近、坂井孝一氏が「大和国平野殿庄の悪党——下司平清重とその一類」(『創価大学人文論集』六)が言及している。

(44) 「中臣祐春記」(内閣文庫所蔵写本) 正和二年六月二十一日条。

(45) 国立公文書館内閣文庫所蔵大乗院文書。

(46) お茶の水図書館成竇堂文庫所蔵大乗院文書。この史料については拙稿「南北朝期の奈良の検断——「大乗院奉行引付」の世界——」(『名古屋大学文学部研究論集』史学三八)を参照。

(47) 拙稿「南北朝期の奈良の検断」。

(48) 「寺門事條々聞書」(内閣文庫所蔵大乗院文書)応永二十一年六月

条、および永島福太郎『奈良文化の傳流』四五頁参照。

(49) 安田次郎「祭礼をめぐる負担と贈与」(『歴史学研究』六五一号)

(50) この点に関しては、拙稿「鎌倉期の興福寺寺院組織について——政所系列を中心にして」(『名古屋大学文学部研究論集』史学二七)、「鎌倉期の興福寺寺僧集團について」(『年報中世史研究』十三)を参照。

(追記) 本稿の執筆にあたつて、以下の機関に史料の閲覧等において便宜をはかっていただいた。記して感謝の意を表す。国立公文書館、東京大学史料編纂所、京都大学附属図書館、同文学部博物館、東京国立博物館、天理大学図書館。